令和6年10月27日執行
最高裁判所裁判官国民審査

審査公報

鳥取県選挙管理委員会

告示番号：4

最高裁判所判事
平木正洋（ひらき まさひろ）
昭和三六年四月三日生

略歴

兵庫県神戸市生まれ。その後、高知県高知市、東京都、北海道札幌市で過ごす。東京都中野区立江原小学校、札幌市立幌西小学校、札幌市立啓明中学校、北海道札幌南高等学校、東京学芸大学附属高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。
昭和六〇年　四月　司法修習生
六二年　四月　判事補任官　以後、東京地裁、外務省北米局北米第二課、在アメリカ合衆国日本国大使館、東京地裁、佐賀地家裁に勤務。
平成一一年　五月　判事任官　以後、佐賀地家裁判事、最高裁調査官、東京地裁判事、最高裁刑事局参事官、東京地裁判事、最高裁情報政策課長、東京地裁判事（部総括）を務める。
二七年　三月　最高裁刑事局長兼図書館長
三〇年　一月　前橋地裁所長
三一年　四月　東京高裁判事（部総括）
令和　三年一〇月　東京地裁所長
五年　四月　大阪高裁長官
六年　八月　最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え
高裁や地裁の裁判官を務める中で大切であると思ってきたことが二つあります。一つは、謙虚に両当事者の言うことに耳を傾け証拠を検討するという姿勢です。最高裁は最終審ですので、その職責の重さを十分に自覚した上で、中立公正な立場から、一つ一つの事件に誠実に向き合っていきたいと考えています。二つ目ですが、現代社会では価値観が多様化し、判断の難しい事件が増加していますので、様々な視点や考え方をもって事件に取り組み、バランスのとれた判断をする必要があります。そのためには、自分自身でいろいろ勉強したり、各種の研究会の成果を吸収したりするなどの自己研鑽が不可欠であると思っています。
これまで、主として、刑事裁判を担当してきました。東京地裁で、裁判長として、裁判員裁判も担当しました。担当した裁判員裁判は、どの裁判員の方も非常に熱心に取り組んでおられ、感激しました。いずれの事件もみな大切な思い出となっています。裁判員裁判では、裁判員と裁判官が、証拠に基づき一緒に議論して、被告人が有罪であるかどうかという事実認定や量刑判断を行うわけですが、裁判員の方々の意見には、裁判官にはない物事の見方や視点を含んでいるものが多かったのです。裁判員裁判の目的は、裁判官という法律のプロの専門知識や経験と、裁判員という法律家でない方々の物事の見方や経験とを融合させて、より良い刑事裁判の実現を目指すということにあるわけですが、正にそのとおりであると実感できました。
座右の銘は「継続は力なり」です。努力を継続したからといって、必ずしも目標を達成できるとは限らないところが、人生の難しいところですが、努力を怠れば何事も成し遂げられないと思いますので、この言葉を胸に精進していきたいと考えています。

告示番号：5

最高裁判所判事
石兼公博（いしかね きみひろ）
昭和三三年一月四日生

略歴

山口県生まれ。ラ・サール中学校、同高校を経て、東京大学法学部を卒業。
昭和五六年　四月　外務省入省
平成　八年　六月　在フランス日本国大使館一等書記官、後に同参事官
一〇年　九月　総合外交政策局科学原子力課国際科学協力室長
一一年　八月　中近東アフリカ局アフリカ第一課長
一五年　八月　経済協力局有償資金協力課長
一六年　八月　在アメリカ合衆国日本国大使館参事官、後に同公使
一九年　九月　国際協力局政策課長　内閣総理大臣秘書官
二〇年　九月　大臣官房総務課長
二一年　七月　大臣官房参事官
二三年　九月　大臣官房審議官
二四年　一月　特命全権大使東南アジア諸国連合日本政府代表部在勤
二六年　一月　国際協力局長
二七年一〇月　アジア大洋州局長
二八年　六月　総合外交政策局長
二九年　九月　特命全権大使カナダ国駐劄兼国際民間航空機関日本政府代表部在勤
令和　元年一〇月　特命全権大使国際連合日本政府代表部在勤
六年　四月　最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
令和六年七月三日　大法廷判決
優生保護法中のいわゆる優生規定（同法三条一項一号から三号まで、一〇条及び一三条二項）は、憲法一三条及び一四条一項に違反し、同規定に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法一条一項の適用上違法の評価を受けるとしたうえで、本件各事件において、不法行為によって発生した損害賠償請求権が民法（平成二九年法律第四四号による改正前のもの）一七二四条後段の除斥期間の経過により消滅したものと主張することは、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができず、同主張は信義則に反し権利の濫用として許されないとした（全員一致）。

裁判官としての心構え
裁判の最終的な判断を行う最高裁判所判事の職務を通じて、日本における法の支配の維持、発展に貢献していきたいと考えています。これまで四十年以上にわたり、行政官及び外交官として積んできた経験を活かし、さまざまな声に謙虚に耳を傾けながら、個別具体の案件に真摯に取り組んでいきたいと思います。

告示番号：6

最高裁判所判事
中村慎（なかむら まこと）
昭和三六年九月一二日生

略歴

大阪府大阪市生まれ。大阪教育大学附属池田小学校、同池田中学校、同高等学校池田校舎を経て、京都大学法学部を卒業。
昭和六一年　四月　司法修習生
昭和六三年　四月　判事補任官　以後、東京地裁、最高裁人事局、外務省条約局、外務省総合外交政策局国連政策課国際平和協力室、国際連合日本政府代表部、大阪地裁に勤務し、判事任官後、最高裁判所調査官、最高裁総務局課長、東京高裁判事、東京地裁判事、最高裁秘書課長兼広報課長を務める。
平成二四年一二月　東京地裁判事（部総括）
平成二五年　九月　最高裁総務局長
平成三〇年　九月　水戸地裁所長
令和　元年　九月　最高裁事務総長
令和　四年　六月　東京高裁長官
令和　六年　九月　最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え
憲法と法律によって最高裁に与えられた権限と責任は、非常に重いものがあります。最終審としての最高裁の判断の重みとその判断が国民生活や社会経済活動に与える影響の大きさに思いを致し、司法、裁判の果たすべき役割を意識して、一件一件の事件に誠実に向き合い、多角的・多面的な視点から考えて議論するよう心掛けていきたいと考えています。
これまで、地方裁判所及び高等裁判所の裁判官として専ら民事裁判を担当してきました。双方当事者の主張に耳を傾け、証拠関係を丁寧に検討することを大事にし、核心となる争点がどこにあるか、その事案で最も望ましい解決は何かということに悩み、考え抜いて決断することに裁判官としてのやりがいと充実感を感じてきました。最高裁判事に就任してから、まだ日が浅いため、関与した主要な裁判を掲げることができません。しかし、これまでの地方裁判所及び高等裁判所での仕事で大事にしてきたことを最高裁判所の仕事の中でも貫いて、個々の裁判に取り組んでいきたいと思います。
近時は、価値観の多様化、情報通信技術の飛躍的な発展とグローバル化の進展に伴い、判断の難しい事件が増えているように思います。法制度は、我が国において積み重ねられてきた生活様式に基盤を有するものです。法の解釈に当たっては、社会の状況や国民の意識の変化を踏まえつつ、現在における意見の分布や諸外国の状況といった、水平面での検討だけではなく、時間の流れという、いわば垂直方向からの位置付けも的確に認識した上で、考察・判断していくことが重要だと思います。独善に陥ることなく、より良い判断をしていくため、一層の自己陶冶に努め、誠実を旨として、課せられた責任を果たしていきたいと考えています。

（この審査公報は、裁判官から提出された原稿をそのまま製版して印刷したものです。）

国民審査の期日前投票は、10月16日から10月26日までできます。

投票時間は、投票所により異なることがあります。

午前7時から午後8時までの投票所と、これと異なる投票時間の投票所がありますのでご注意ください。